

香芝市いじめの防止等のための基本的な方針

令和 7 年 1 0 月



香芝市
Kashiba City

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめに関する基本理念	2
2 本市におけるいじめの認定件数及びいじめ重大事態の認知件数の状況	2
3 いじめの定義	3
4 いじめの該当性の判断	5
5 いじめの理解	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容	8
1 教職員に対する研修及び児童生徒に対する法教育の実施等	8
2 いじめの未然防止	9
3 いじめの早期発見	10
4 いじめに対する適切かつ迅速な対応	12
5 特に配慮が必要な児童生徒	30
6 保護者や地域住民等との連携	31
7 関係機関との連携	31
8 当事者への情報提供	35
9 必要な設備の整備	36
第3 いじめ重大事態の対応	37
1 いじめ重大事態の意味	37
2 重大事態に対する適切かつ迅速な対応	40
3 調査結果の報告及び公表	44
4 重大事態調査の結果について報告を受けた市長による再調査及び措置	47
5 再調査結果に関する報告	48
6 調査結果の公表	48
第4 今後の見直し等	48

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。また、学校又はその設置者がいじめを擁護し、放置し、若しくは看過し、又はいじめの問題を矮小化する対応をすることは、いじめを援助し、若しくは助長し、又はいじめの被害を拡大させるものと同視すべきものであり、決して許されるものではない。

一方で、いじめに関しては、必ずしも客観的な証拠を十分に収集し、保全することができるわけではなく、加害者の特定を始めとして加害行為の態様や被害の状況等について事実の認定が困難である場合も少なくない。また、仮に加害者を特定することができたとしても、多くの場合において、加害者は未だ可塑性に富む年齢でもあるし、今後の健全な成長に向けて適切な環境の下で教育を受けられるようにすることが望ましい。

したがって、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）については、いじめを絶対に許さないという強い決意のほかに、法的、医学的、教育的及び心理学的な高度の能力を要し、それらが適切に発揮される組織的な体制を整備しておく必要がある。

これまで、本市では、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成26年4月に「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定し、平成29年及び令和3年にその一部を改正した。

国においては「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等が改正されるとともに、社会的にも数多くの事例が蓄積され、いじめそのものについての分析が進んできただけでなく、いじめの防止等のための学校やその設置者による対応に関して留意すべき事項等についても整理されてきたため、改正前の市の基本方針のような抽象的な記載にとどまらず、香芝市立小中学校（以下、第2の7(3)を除く項において「学校」という。）及び教育委員会等の関係者がいかなる対応をすべきであるかということについて可能な限り具体的に記載することによって、いかなる場合に、いかなる者が、いかなる時期に、いかなる行動をすべきかということが、その記載そのものから看取することができるようにして、より一層効果的にいじめの防止等を図っていくために市の基本方針を改正することとした。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめに関する基本理念

いじめは理想的には根絶すべきものではあるが、実際には根絶することは難しいものである。法に定義されるいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上で不可避免的に発生するものであるから、安易にいじめの存在を否定することなく、軽微な事案であると思われるものであっても積極的にいじめとして認知した上で、各事案について適切に対処していくことが必要である。

もっとも、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめをせず、いじめを認識しながら放置し、又は看過することがないよう、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、また、全ての児童生徒が安心して生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

加えて、いじめは当事者間の問題であるだけでなく、他の児童生徒にも関係する問題であり、社会全体の問題であることに留意するとともに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び身体を保護することが全てに優先するものであることを認識しつつ、保護者、学校、教育委員会、本市、地域住民その他の関係者の連携の下で、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 本市におけるいじめの認知件数及びいじめ重大事態の認定件数の状況

令和7年4月時点における学校の数、小学校が10校、中学校が4校で、合計14校である。

そして、これらの学校における令和4年度はいじめの認知件数は1,444件、令和5年度はいじめの認知件数は1,182件、令和6年度は993件であり、児童生徒1,000人あたりに換算すると令和4年度は198.0件、令和5年度は166.4件、令和6年度は148.6件である。これに対し、全国の学校における児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数は、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び「学校基本調査」を基に教育委員会が算出したところ、令和4年度は71.0件、令和5年度は77.1件となっており、本市では当該各年度において全国の学校に比べて2倍以上の件数のいじめの認知をしていることとなる。

なお、いじめの認知件数だけを見ると、積極的に認知することができているようにも見受けられるが、個別具体的な事象について見ると、必ずしも適時かつ適切に認知することができていないものもあるので、留意する必要がある。

また、本市においていじめ重大事態と認定した件数は、令和4年度は2件、令和5年度は2件、令和6年度は1件であり、児童生徒1,000人あたりに換算すると令

和4年度は0.27件、令和5年度は0.28件、令和6年度は0.15件である。
これに対し、全国の学校においていじめ重大事態と認定した件数は、前記のいじめの
認知件数と同様の手法により教育委員会が算出し、これを児童生徒1,000人当
りに換算すると、令和4年度は0.10件、令和5年度は0.14件となっている。

本市におけるいじめの認知件数等

	本市		国
	いじめの認知件数	1,000人当たりの いじめの認知件数	1,000人当たりの いじめの認知件数
令和4年度	1,444件	198.0件	71.0件
令和5年度	1,182件	166.4件	77.1件
令和6年度	993件	148.6件	—

本市におけるいじめ重大事態の認定件数等

	本市		国
	いじめ重大事態の認定件数	1,000人当たりの いじめ重大事態の認定件数	1,000人当たりの いじめ重大事態の認定件数
令和4年度	2件	0.27件	0.10件
令和5年度	2件	0.28件	0.14件
令和6年度	1件	0.15件	—

3 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法の規定

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、法第2条第1項の規定から明らかとなっており、児童生徒に対して、

当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このうち特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。

なお、念のためそれ以外の要素を検討すると、例えば、被害児童生徒と加害児童生徒が顔見知りでないなど一定の人的関係がない場合や、加害者が児童生徒でない場合等については、いじめの該当性が否定されることになる。

(2) 定義の分析

「一定の人的関係にある」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級、部活動、塾、スポーツクラブ等の当該児童生徒が関わっている仲間、集団やグループなど、当該児童生徒と何らかの人的関係にあることをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどをいう。けんかやふざけ合いであっても、いじめを受けた児童生徒の心理的又は物理的な影響に着目した見極めが必要である。

「心身の苦痛を感じているもの」とは、心理的又は身体的に苦痛を感じているものをいうが、この要件については、いじめの該当性を限定する方向で解釈するのではなく、拡大する方向で解釈することが望ましい。すなわち、実際にいじめの被害を受けていても被害児童生徒がそれを否定する 경우가多々あり、そのような場合において、いじめの該当性を否定するのではなく、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして判断することが望ましく、反対に、一見するといじめに該当するとはいえないものであっても、いじめの被害を受けて心理的又は身体的に苦痛を感じている旨の申告があった場合には、いじめに該当する方向で判断することが望ましい。

(3) 法におけるいじめの定義と実際の教職員の認識との乖離

法におけるいじめの定義は、些細な行為が予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取った上で規定されたものである。したがって、初期段階のいじめであっても、学校又はその設置者がいじめとして認知し、組織として対応していくことが重要である。

初期段階のいじめは、児童生徒のみで解決できることも多々あり、教職員が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも重要である。しかし、前記のとおり、いじめについては、些細な行為が予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるということは過去の多くの事例からも明らかであり、国家としてそれらを教訓とすることとし、いじめの定義を改め、しかも法

律で定義を規定するに至ったという経緯がある。教職員が経験や知識の不足により、法の定義を逸脱して「このような事案までいじめと数えたら一体何件まで膨れ上がるのか。」、「一回きりの行為だからいじめとして認知すべきでない。」、「これくらいの行為は昔ならよく行われていたので問題がない。」、「児童生徒が欠席に至ったのはいじめだけが原因ではない。」、「これをいじめと認知してしまうと加害児童生徒の将来に影響を及ぼしてしまう。」、「被害児童生徒が加害児童生徒を許したからいじめとして認知すべきでない。」などというような独自のいじめの概念によっていじめに該当するかどうかや重大事態に該当するかどうかを判断することは、その教訓を無視するものであるし、本来であれば統一的な基準に基づくべき認知件数等の計数を案件ごとに一貫性のないものにしてしまう可能性があるため、不適切な対応とならないよう留意する必要がある。

(4) 本市が講ずるべき措置

法に定義されるいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上で不可避免的に発生するものである。この点に関して、文部科学省は、在籍する児童生徒の人数にもよるが、いじめの認知件数が少ない又は全くない学校については、いじめの少ない又は全くない素晴らしい学校であると評価するのではなく、むしろ教職員の目が行き届いておらず、いじめの見逃しのおそれのある学校として捉えており、反対に、いじめの認知件数が多い学校については、教職員の目が行き届いていると考えられる学校であると評価するという方針を明確に示している。

したがって、教育委員会としては、教職員らに法に規定されるいじめの定義を正確に理解させ、具体的な事例において、いじめとして認知すべきかどうか、重大事態として認定すべきかどうかを的確に判断することのできる能力を身に付けさせる措置を徹底して講ずるべきである。

また、市長及び教育委員会は、いじめの認知件数が増えることだけで保護者や地域の人々が不安に思わないように、本市ではいじめを積極的に認知して早期の対応を行うことを目指している旨を広報すべきである。

4 いじめの該当性の判断

(1) 実体的要件

前記3(1)のとおり、いじめの該当性を判断するに当たって特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。

このことを踏まえ、いじめの該当性を判断するに当たっては、具体的には次の点に注意する。

ア 加害者とされる児童生徒の認識や心情等は考慮しない。(①)

イ 表面的、形式的な判断をせずに、いじめの被害を受けたとされる児童生徒及び加害者とされる児童生徒並びに目撃した児童生徒に対し、後記第2の4(3)のとおり簡易な聴取調査及び詳細な聴取調査を実施し、それらの供述に基づいて客観的事実を確認する。(①)

ウ 防犯カメラの撮影画像等に基づいて客観的事実を確認する。(①)

エ いじめの被害を受けたと申告した児童生徒が、そのいじめを受けた前後において相手に対していじめに該当するような行為をしているという、双方向のいじめの場合もあり得ることに注意する。この場合は、いじめの被害を受けたと申告した児童生徒が受けた行為もいじめに該当するとともに、当該児童生徒が相手に対してした行為もいじめに該当するということになる。(①)

オ 行われた回数が1回限りであることを理由にいじめの該当性は否定されない。(①)

カ 集団における差別ではなく一人対一人の関係であることを理由にいじめの該当性は否定されない。(②)

キ いじめには多くの態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることがないようにする。(②)

ク いじめの被害を受けていても被害児童生徒がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、そのような場合には、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして判断する。(②)

ケ いじめの被害を受けたとされる児童生徒の感じる被害感情に着目して判断することとし、一見するといじめに該当するとはいえないものであっても、いじめの被害を受けて心身に苦痛を感じている旨の申告があった場合には、いじめに該当する方向で判断する。(②)

コ 単なるけんかやふざけ合いに見える場合や、好意から行われた行為が意図せず心身の苦痛を感じさせてしまったというような場合なども、いじめに該当する。(②)

サ 悪口を言われたりインターネット上に誹謗中傷を書き込みされたときや所有物を盗まれたり損壊されたりしているときで本人が知らずにいるような場合など、本人が相手の児童生徒の行為を認識していなくても、社会通念上、それを認識した場合に心身に苦痛を感じる事となると思われるものについては、いじめに該当する。(②)

(2) いじめの具体的な態様の一例

いじめには多くの態様があるが、具体的なものの代表的な例を挙げると次のとおりである。なお、例示したもの以外の態様があることに留意するとともに、それらに該当しないからといっていじめの該当性が否定されるものではないことに留意する。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや無視をされる。
- ・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。
- ・ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込みされる。

(3) 判断主体

いじめの該当性の判断は、特定の教職員ですることなく、学校がする場合は、法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」としての後記第2の2(7)に記載するいじめ防止対策校内委員会又は学校の管理職が行い、教育委員会がする場合は、教育長、教育部長、教育部次長又は学校支援室長が行い、いずれの場合においても該当するときは直ちにいじめとして認知する。

5 いじめの理解

いじめの理解に当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

(1) 被害側と加害側の流動性

いじめは、いずれの児童生徒にも、いずれの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験し得る。

(2) 結果の重大化

暴力を伴わないいじめであっても、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に深刻な危険を生じさせ得る。

また、行われた回数が1回限りであっても、生命又は身体に深刻な危険を生じさせ得る。

(3) 人権侵害の該当性

いじめの多くは他者の人権を侵害するものである。いじめは、必ずしも集団における差別を伴うものではなく、一人対一人の関係においても行われ得るものであり、そのような場合であっても人権を侵害するものである。

(4) 犯罪行為の該当性

いじめは、暴行、傷害、自殺関与、脅迫、強要、逮捕及び監禁、不同意わいせつ、名誉棄損、窃盗、強盗、恐喝、器物損壊等の行為に当たるときは、単にいじめであるというだけでなく、犯罪行為に該当するものである。

(5) 教職員の言動による影響

教職員の言動は、児童生徒に対して大きな影響を与えるものであり、その何気な

いものであっても、いじめを誘発し、若しくは助長するおそれがあり、又はいじめに該当する行為が容認されるものと捉えられるおそれがあることに留意する。

(6) いじめを許容しない共通認識の醸成

いじめの持続や拡大には、加害者だけでなく、加害者の心理的同調者となり得る「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、「傍観者」として黙示的にいじめを容認し、又は了解する者の存在が大きく影響する。それに対して「仲裁者」は、いじめを阻止したり、いじめを教職員に伝えたり、いじめに対して否定的な反応を示したりするなど、その行動は、いじめを抑止する力になる。

この点から「観衆」や「傍観者」となり得る者たちを可能な限り「仲裁者」に変えて、集団全体にいじめを許容しないという共通の認識を醸成することが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 教職員に対する研修及び児童生徒に対する法教育の実施等

- (1) 市長及び教育委員会は、市長部局のいじめの防止等に関すること及び児童福祉を所管する部室の職員、学校の教職員及び教育委員会事務局の職員に対し、いじめの防止等に関する実践的な研修を実施することとし、その内容は、おおむね次に掲げる事項を含めるものとする。

ア 法を始めとする関連法令等に関する知識を習得させるもの。

イ いじめにより被害児童生徒及びその保護者らが受ける精神的苦痛の重大性やその解決に向けて教職員が重要な役割を果たすべきものであることを深く理解させるとともに、いじめに対して適切な対応を怠った場合においては、その精神的苦痛を一層増大させることとなることのほか、そのことが被害児童生徒に対する不法行為に該当して本市及び関係する教職員に損害賠償責任が生じ得ることなどについて認識させるもの。

ウ 教職員が後記4(3)に記載する簡易な聴取調査及び詳細な聴取調査を適切に実施することができるようにするため、児童生徒の供述の特性を意識し、児童心理学的な知見を踏まえ、主に次に掲げる事項についての理解を深めるもの。

(ア) 児童生徒は、質問者からの暗示を受けやすく、質問者に迎合しようとする傾向があること。

(イ) 児童生徒は、繰り返し聴取調査を受けることにより、精神的な負担が加算的に積み重ねられることがあること。

(ウ) 聴取調査の様子を録音録画することは、前記(ア)及び(イ)の問題点を克服するために必要なものであること。

エ 一般的に、供述の信用性を判断するには、他の証拠による裏付け・付合、知覚・記憶・表現の条件・供述経過、供述者の立場・利害関係、供述内容の自然

性・具体性・迫真性、供述態度等に着眼して行うこととされていることなど、供述の信用性の判断に関する事項を始めとする客観的な事実の認定を適切にすることができるようにするための知識及び技能を習得させるもの。

オ 後記5に記載する特に配慮が必要な児童生徒への対応についての理解を深めるもの。

- (2) 市長及び教育委員会は、市長部局のいじめの防止等に関すること及び児童福祉を所管する部室の職員、学校の教職員及び教育委員会事務局の職員に対し、いじめの防止等に関する理解の到達度を確認するための必要な措置を講ずる。
- (3) 教育委員会は、いじめの加害行為の抑止に向けた取組として、児童生徒に対し、検察官や弁護士等による法教育を実施することとし、いじめは重大な人権侵害行為であって社会的に厳しく非難されるべきものであることを中心に、いじめが刑事罰の対象になり得ることや不法行為に該当して損害賠償責任が生じ得ることなど、いじめに対する社会的な評価や法律上の位置付けを指導する取組を推進する。

2 いじめの未然防止

学校は、いじめの未然防止のため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、正義感、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する能力を道徳教育や児童生徒主体の活動等を通じて養う。
- (2) 全ての児童生徒に、自他の生命の大切さを学習し、掛け替えのない存在としての認識を促すことで、いじめは決して許されないものであることの理解を普及させる。
- (3) いじめの背景にある児童生徒の抱えるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (4) 全ての児童生徒が自己肯定感や生活における充実感を得られる学校づくりを目指す。
- (5) 学校は、毎年度4月7日までに、市の基本方針に基づく学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）を策定する。

なお、学校の基本方針は、後記(7)に記載する当該年度におけるいじめ防止対策校内委員会の委員の氏名及び役職やいじめの防止等のための取組に係る年間計画を記載するとともに、過去に当該学校で生じたいじめ事案の事例やその反省を踏まえたものとして、当該学校で人目がつきにくいいじめが生じやすいと考えられる場所等の実情に応じた具体的な内容の特筆することとする。

- (6) 学校の基本方針は、市の基本方針と共に各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、新入生及びその保護者には入学説明会において、それ以外の児童生徒には毎年度5月31日までに設ける全校集会や学年集会等において、その保護者及び関係機関には毎年度7月31日までに設けるPT

A 総会や保護者懇談等において説明することとする。

- (7) 学校は、法第 22 条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置き、いじめの未然防止に向けて次に掲げる内容に取り組む。

なお、いじめ防止対策校内委員会を開催する場合は、毎回全ての委員が出席する必要はないが、少なくとも関係する学級や学年の教職員がなるべく出席するようにし、委員の 3 分の 2 以上が出席できるように努めるとともに、恒常的に欠席する委員がないようにする。

ア 毎年度 4 月 15 日までにいじめ防止対策校内委員会を開催し、市の基本方針及び学校の基本方針について認識を共有する。

イ 学校の基本方針を作成し、検証し、及び必要に応じて改正する。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報を収集し、整理し、記録し、及び共有する。

エ いじめ防止対策校内委員会の委員以外の教職員に対し、いじめの防止等のための研修を実施するとともに、各教職員がいじめの防止等のために取り組むための資料を作成し、配布する。

- (8) 学校は、いじめ防止対策校内委員会の委員として、生徒指導主事、生徒指導主任その他の生徒指導を担当する教員、半数以上の学年主任、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを含め、担当する学年に著しい偏りが生じないように、6 ないし 10 人の教職員を選任することとし、校長又は教頭を含めることも差し支えない。委員のうち、最も上席の者又は校長が特に指名する者を委員長とする。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 教職員は、早期のいじめの発見に努めるとともに、明らかにいじめに該当する行為だけでなく、いじめに該当する疑いのあるにとどまる行為についても、積極的に発見に努める。
- (2) 教職員は、早期にいじめを発見するため、児童生徒の日常の些細な変化に気付く力を高め、いじめを見過ごすことのないように的確に関わりを持つ。
- (3) 教職員は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけ合いを装うなど、大人が気付きにくいいじめと判断しにくい態様で行われることが多いことに留意する。
- (4) 教育委員会事務局が教職員に対して実施する研修は、いじめの早期発見を実現するため、いじめの定義を正しく理解させるとともに、児童心理に関する基礎的な素養を身に付けさせるための心理学的及び教育学的な要素を含めるものとする。
- (5) 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受

けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちにいじめの被害を受けたとされる児童生徒及び加害者とされる児童生徒並びに目撃した児童生徒に簡易な聴取調査を実施し、それらの供述に基づいて客観的事実を確認する。

- (6) 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、可能な限り防犯カメラの撮影画像等に基づいて客観的事実を確認することとし、証拠が散逸することのないように迅速に対処し、関係する証拠を保全しなければならない。

なお、防犯カメラの撮影画像等については、児童生徒の供述内容との整合性を確認してその信用性を判断するために用いることが有効な場合があることから、児童生徒の供述内容が整理されていない段階で供述者たる児童生徒に開示しないように留意する。

- (7) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」P45「第3節 調査後に学校の設置者において検討を要する事項」には「法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、改めて学校の設置者として、教職員への聴き取り等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば教職員への懲戒処分等を行う必要がある。」と記載されていることを踏まえ、教職員が、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合において、学校の管理職、いじめ防止対策校内委員会若しくは教育委員会事務局への報告を72時間（香芝市立学校の管理運営に関する規則（昭和31年教育委員会規則第7号）第3条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する休業日を除く。以下同じ。）以上にわたって怠り、いじめを隠蔽し、又はいじめに加担した場合は、懲戒処分の対象とすることが考えられ、その管理監督を怠った学校の管理職についても同様である。県費負担教職員については、教育委員会が奈良県教育委員会に対して地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項の規定に基づく内申を行うことが考えられる。

- (8) 教育委員会事務局は、児童生徒一人一人に対し、いじめの早期発見を目的とするアンケート調査を定期的に毎年度少なくとも3回実施し、アンケート調査の結果について、学校の管理職がその全てを確認することはもちろんのこと、明らかにいじめの懸念のないものを除き、教育部長、教育部次長及び学校支援室の職員がアンケート調査の回答用紙等の一次資料を確認する。

なお、当該一次資料は、その関係する児童生徒が18歳に達する日の属する年度（4月1日生まれの子供については、当該年度の前年度）の3月31日（いじめに関する調査が実施されている場合で、当該一次資料が関係する児童生徒のものであるときは当該調査が終了する日のいずれか遅い方）まで保存する。

- (9) 前記(8)のいじめの早期発見を目的とするアンケート調査においていじめに関する

記載がない場合においても、そのことのみをもっていじめがないものと断定してはならない。

- (10) 教育委員会事務局は、毎年度8月31日までに、前年度において、在籍する児童生徒の単位人数当たりの件数に照らして、いじめの認知件数が極端に少ない学校について、いじめの該当性の判断が正しく行われているかどうかを調査するものとする。
- (11) 学校に、児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関する相談をすることができるように、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置する。この場合において、それらを配置する実態が形骸化することのないようにし、具体的な活動内容が伴うものとするため、教育委員会事務局は、それらの活動内容についての報告を求めるものとする。
- (12) 前記(11)に記載するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、臨床心理等に関する専門知識を活かし、児童生徒、保護者、教職員等の相談を受けて支援を行い、不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童生徒に寄り添って早期の立ち直りを促す役割を担うこととする。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめの防止等のために必要な限度において、学校の管理職、いじめ防止対策校内委員会及び香芝市いじめ防止対策委員会の委員並びに教育委員会事務局の職員の間で児童生徒、保護者、教職員等からの聴取内容を共有するものとし、あらかじめそのために必要な児童生徒、保護者、教職員等の同意を取得するものとする。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、児童生徒、保護者、教職員等が、学校の管理職、いじめ防止対策校内委員会及び香芝市いじめ防止対策委員会の委員並びに教育委員会事務局の職員の間で児童生徒、保護者、教職員等からの聴取内容を共有することに同意しない場合は、本市が設置する心の健康相談室の利用を勧めることとし、同事業における児童生徒、保護者、教職員等からの聴取内容については、共有しないものとする。
- (13) 児童生徒、保護者、教職員、地域住民等がいじめに関する申告、相談又は通報（以下「申告等」という。）をすることができる窓口については、学校及び学校支援室とし、学校及び教育委員会事務局は、その旨を明確に周知する。
- (14) 教育長は、法第30条第1項に規定する報告のほか、学期ごとに市長に対し、いじめの発生状況について報告するものとする。

4 いじめに対する適切かつ迅速な対応

(1) 学校における対応

ア 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、後記(3)アに

記載する方法により、簡易な聴取調査を実施する。特にそのいじめが直前に行われたものと思料されるときは、直ちに実施する。

教職員は、簡易な聴取調査を実施したときは、「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成する暇がないときは、直ちに口頭により学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に報告し、追って「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

イ 教職員は、いじめの被害を受けたとされる児童生徒に身体的な負傷がある場合は、直ちに負傷部位を確認して手当し、いじめの被害を受けたとされる児童生徒の同意を得て負傷部位を写真により記録する。負傷部位を確認するために衣服を脱がせる必要があるときは、養護教諭又は女性若しくは児童生徒と同性の教職員が行う。

教職員は、負傷部位を確認したときは、「負傷部位写真記録票」（第2号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

ウ 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちに（前記ア及びイの対応が必要な場合はそれらに引き続いて）防犯カメラの撮影画像等に基づいて客観的事実を確認する。防犯カメラの撮影画像等は時間の経過とともにデータが上書きされて消去されていくものであることに留意し、証拠が失われないように保全に努めなければならない。

なお、防犯カメラの撮影画像等については、児童生徒の供述内容との整合性を確認してその信用性を判断するために用いることが有効な場合があることから、児童生徒の供述内容が整理されていない段階で供述者たる児童生徒に開示しないように留意する。

防犯カメラを閲覧する場合は、香芝市立小学校及び中学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の定めるところにより、取扱担当者等が管理責任者の承認を得てから閲覧することとし、閲覧後、学校は、「防犯カメラの撮影画像閲覧報告書」（第3号様式）を作成し、学校支援室を通じて教育長に提出する。

エ 学校は、後記7(1)アに記載する態様の犯罪行為を発見した場合は、いじめの認知の手続を待たず、躊躇することなく即時に警察に通報する。

オ 学校は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちに（前記ア、イ及びウの対応が必要な場合はそれらに引き続いて）いじめの被害を受けたとされる児童生徒の安全を確保して徹底して守り抜く体制を整え、当該申告を受けた時又は当該事象を発見した時から24時間（香芝市立学校の管理運営に関す

る規則（昭和31年教育委員会規則第7号）第3条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する休業日を除く。以下同じ。）以内に、いじめ防止対策校内委員会を開催し、いじめの該当性を判断する。いじめに該当するときは直ちにいじめとして認知し、「いじめ認知報告書」（第5号様式）を作成する。

学校は、いじめ防止対策校内委員会を開催したときは、「いじめ防止対策校内委員会議事録」（第4号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会において確認する。

カ 前記オの記載にかかわらず、学校は、当該申告に係る事象又は教職員が発見した事象がいじめに該当することが明らかである場合において、当該申告等を受けた時又は当該事象を発見した時から24時間以内に学校の管理職がいじめの認知をしたときは、いじめの該当性を判断するためにいじめ防止対策校内委員会を開催することを省略することができる。ただし、「いじめ認知報告書」（第5号様式）の作成を省略することはできない。

キ 学校は、「いじめ認知報告書」（第5号様式）を作成したときは、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会において確認の上、学校支援室を通じて教育長に提出する。なお、同報告書は公文書であり、作成日付やいじめとして認知した日付を遡って記載したり内容を遡って修正したりするなど真実と異なった事実を記載することは、公文書に対する公共的信用を侵害する虚偽公文書作成罪に該当する重大な犯罪行為に当たることを理解し、正確な文書の作成に努める。

ク 教職員は、いじめの認知をした時から12時間（香芝市立学校の管理運営に関する規則（昭和31年教育委員会規則第7号）第3条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する休業日を除く。以下同じ。）以内に、被害児童生徒の自宅に架電し、又は家庭訪問し、被害児童生徒及びその保護者に対し、徹底して被害児童生徒を守り通すことを始めとして、市の基本方針及び学校の基本方針に基づいて対応していく旨を説明する。

教職員は、保護者に連絡し、又は保護者から連絡があった場合は、「保護者連絡記録票」（第6号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

ケ 学校は、いじめの認知をした時から72時間（香芝市立学校の管理運営に関する規則（昭和31年教育委員会規則第7号）第3条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する休業日を除く。以下同じ。）以内に、いじめ防止対策校内委員会を開催し、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の内容及びその方法、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の内容及び保護者との連携の方法並びにいじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査に係る具体的な方針及びその体制について決定する。ただし、事実関係が明白な場合は詳細な聴取調査を省略することができるものとし、詳細な聴取調査を実施する場合は、いじ

めの認知をした時から14日（香芝市立学校の管理運営に関する規則（昭和31年教育委員会規則第7号）第3条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する休業日を除く。以下同じ。）以内に着手することとしない。

この場合におけるいじめ防止対策校内委員会には、可能な限りスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーが出席することとし、これらの事項について意見を聴取する。

学校は、いじめ防止対策校内委員会を開催したときは、「いじめ防止対策校内委員会議事録」（第4号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会において確認する。

コ 教職員は、いじめ防止対策校内委員会が決定した内容に基づいて、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導を実施し、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者へ連絡する。

被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導は、後記(4)に記載する点に留意して実施する。教職員は、謝罪の会を設けたときは、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

サ 学校は、前記ケの記載によりいじめ防止対策校内委員会が決定した具体的な方針に基づいて、後記(3)イに記載する方法により、いじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査を実施する。

なお、詳細な聴取調査を実施する際は、被害児童生徒にも責任があるという考え方を持つことなく、「あなたが悪いのではない。」ことを明確に伝え、徹底して守り通すことを伝える。

シ 教職員は、詳細な聴取調査を実施したときは、詳細な聴取調査が完了した時から72時間以内に、「時系列表」（第8号様式）及び「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

ス 学校は、教職員から学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に「時系列表」（第8号様式）及び「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）の提出があったときは、その記載内容を整理して確定させた上で、72時間以内にいじめ防止対策校内委員会を開催し、「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）、「時系列表」（第8号様式）、「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）等により、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の結果、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の結果並びに詳細な聴取調査の結果について教職員間で認識を共有する。前記ケにおいて詳細な聴取調査を省略した場合にあっては、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導並びに被害児童生徒及び加害児童生徒の保

護者への連絡をしたときから、72時間以内にいじめ防止対策校内委員会を開催し、「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）等により、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の結果、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の結果について教職員間で認識を共有する。

学校は、いじめ防止対策校内委員会を開催したときは、「いじめ防止対策校内委員会議事録」（第4号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会において確認する。

セ 学校は、前記スの記載による「時系列表」（第8号様式）の記載内容を整理するに当たっては、学校として認定した事実を明示する。

ソ 学校は、前記スの記載によりいじめ防止対策校内委員会を開催して被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の結果、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の結果並びに詳細な聴取調査の結果について教職員間で認識を共有したときは、速やかに学校支援室を通じて教育長に「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）、「時系列表」（第8号様式）、「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）を提出し、当該事案の結果について報告する。前記ケにおいて詳細な聴取調査を省略した場合にあっては、前記スの記載によりいじめ防止対策校内委員会を開催して被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の結果、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の結果について教職員間で認識を共有したときは、速やかに学校支援室を通じて教育長に「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）を提出し、当該事案の結果について報告する。

学校の対応における時系列表

	場面	時間	学校の対応
1	いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合	特にそのいじめが直前に行われたものと思料されるときは、直ちに	香芝市いじめの防止等のための基本的な方針第2の4(3)アに記載する方法により、簡易な聴取調査を実施する。 簡易な聴取調査を実施したときは、「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成

			する暇がないときは、直ちに口頭により学校の管理職又はいじめ防止対策校内委員会に報告し、追って「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。
2	いじめの被害を受けたとされる児童生徒に身体的な負傷がある場合	直ちに	負傷部位を確認して手当し、いじめの被害を受けたとされる児童生徒の同意を得て負傷部位を写真により記録する。負傷部位を確認するために衣服を脱がせる必要があるときは、養護教諭又は女性若しくは児童生徒と同性の教職員が行う。 教職員は、負傷部位を確認したときは、「負傷部位写真記録票」（第2号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。
3	いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合	直ちに	（前記1及び2の対応が必要な場合はそれらに引き続いて）防犯カメラの撮影画像等に基づいて客観的事実を確認する。防犯カメラの撮影画像等は時間の経過とともにデータが上書きされて消去されていくものであることに留意し、証拠が失われないように保全に努めなければならない。 なお、防犯カメラの撮影画像等については、児童生徒の供述内容との整合性を確認してその信用性を判断するために用いることが有効な場合があることから、児童生徒の供述内容が整理されていない段階で供述者たる児童生徒に開示し

			ないように留意する。 防犯カメラを閲覧する場合は、香芝市立小学校及び中学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の定めるところにより、取扱担当者等が管理責任者の承認を得てから閲覧することとし、閲覧後、学校は、「防犯カメラの撮影画像閲覧報告書」（第3号様式）を作成し、学校支援室を通じて教育長に提出する。
4	香芝市いじめの防止等のための基本的な方針第2の7(1)アに記載する態様の犯罪行為を発見した場合	即時	いじめの認知の手続を待たず、躊躇することなく即時に警察に通報する。
5	いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合	直ちに	（前記1、2及び3の対応が必要な場合はそれらに引き続いて）いじめの被害を受けたとされる児童生徒の安全を確保して徹底して守り抜く体制を整える。
6		24時間以内	いじめ防止対策校内委員会を開催し、いじめの該当性を判断し、いじめに該当するときは直ちにいじめとして認知する。 学校は、「いじめ防止対策校内委員会議事録」（第4号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会において確認する。
7	いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた事象又はいじめに該当する疑いのある事象がいじめに該当することが明らかになった場合	24時間以内	前記5及び6の記載にかかわらず、学校は、学校の管理職がいじめの認知をしたときは、いじめの該当性を判断するためにいじめ防止対策校内委員会を開催することを省略することができる。

	かである場合		
8	いじめの認知をした場合	直ちに	「いじめ認知報告書」（第5号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会において確認の上、学校支援室を通じて教育長に提出する。
9		いじめの認知をした時から12時間以内	被害児童生徒の自宅に架電し、又は家庭訪問し、被害児童生徒及びその保護者に対し、徹底して被害児童生徒を守り通すことを始めとして、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針及び学校いじめ防止基本方針に基づいて対応していく旨を説明する。 教職員は、保護者に連絡し、又は保護者から連絡があった場合は、「保護者連絡記録票」（第6号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。
10		いじめの認知をした時から72時間以内	いじめ防止対策校内委員会を開催し、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の内容及びその方法、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の内容及び保護者との連携の方法、いじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査に係る具体的な方針及びその体制について決定する。ただし、事実関係が明白な場合は詳細な聴取調査を省略することができるものとする。 この場合におけるいじめ防止対策校内委員会には、可能な限りスクールカウンセラー又はスクールソ

			ーシャルワーカーが出席することとし、これらの事項について意見を聴取する。 学校は、いじめ防止対策校内委員会を開催したときは、「いじめ防止対策校内委員会議事録」（第4号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会において確認する。
1 1		いじめの認知をした時から14日以内	いじめ防止対策校内委員会が決定した具体的な方針に基づいて、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針第2の4(3)イに記載する方法により、いじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査に着手することとしない。 なお、詳細な聴取調査をする際は、被害児童生徒にも責任があるという考え方を持つことなく、「あなたが悪いのではない。」ことを明確に伝え、徹底して守り通すことを伝える。
1 2	いじめ防止対策校内委員会を開催し、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の内容及びその方法、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の内容及び保護者との連携の方法について決定したとき。	いじめ防止対策校内委員会が決定した内容に基づいて速やかに	いじめ防止対策校内委員会が決定した内容に基づいて、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導を実施し、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者へ連絡する。
1 3	謝罪の会を設けたとき。	速やかに	「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

1 4	詳細な聴取調査を実施したとき。	詳細な聴取調査が完了した時から72時間以内	「時系列表」（第8号様式）及び「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。 「時系列表」（第8号様式）の記載内容を整理するに当たっては、学校として認定した事実を明示する。
1 5	教職員から学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に「時系列表」（第8号様式）及び「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）の提出があったとき。	「時系列表」（第8号様式）及び「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）の記載内容を整理して確定させた上で、72時間以内	いじめ防止対策校内委員会を開催し、「時系列表」（第8号様式）、「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）等により、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の結果、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の結果並びに詳細な聴取調査の結果について教職員間で認識を共有する。 いじめ防止対策校内委員会を開催したときは、「いじめ防止対策校内委員会議事録」（第4号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会において確認する。
	前記10において詳細な聴取調査を省略した場合にあっては、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導並びに被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡をしたとき。	72時間以内	いじめ防止対策校内委員会を開催し、「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）等により、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の結果、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の結果並びに詳細な

			聴取調査の結果について教職員間で認識を共有する。
16	いじめ防止対策校内委員会を開催して被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の結果、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の結果並びに詳細な聴取調査の結果について教職員間で認識を共有したとき。	速やかに	学校支援室を通じて教育長に「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）、「時系列表」（第8号様式）、「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）を提出し、当該事案の結果について報告する。
	前記10において詳細な聴取調査を省略した場合にあっては、いじめ防止対策校内委員会を開催して被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の結果、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の結果について教職員間で認識を共有したとき。	速やかに	学校支援室を通じて教育長に「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）を提出し、当該事案の結果について報告する。

(2) 教育委員会及び教育委員会事務局における対応

ア 教育委員会事務局は、いじめの被害を受けたとされる児童生徒又はその保護者等からの申告等を受けた場合は、直ちに学校に連絡し、前記(1)に記載する対応を取るように指示する。

イ 教育委員会事務局は、いじめの被害を受けたとされる児童生徒又はその保護者等からの申告等を受けた場合は、相手方に対して学校に連絡し直すように促したり、教育委員会事務局では申告等を受理することができないという誤解を与え得るような説明をしたりしてはならず、自ら当該申告等を受理しなければならない。

教育委員会事務局は、後記(3)アに記載する方法により、簡易な聴取調査を実施する。特にそのいじめが直前に行われたものと思料されるときは、直ちに実施する。教育委員会事務局は、簡易な聴取調査を実施したときは、「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成する暇がないとき

は、直ちに口頭により学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に報告し、追って「簡易な聴取調査報告書」（第１号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

ウ 教育委員会事務局は、学校又は自らがいじめの認知をしたときは、必要に応じて学校における対応を助言するため、学校に指導主事又はスクールソーシャルワーカーを派遣する。

エ 教育委員会事務局は、自らいじめの認知をした場合は、いじめの認知をした時から２４時間以内に、学校支援室が「いじめ認知復命書」（第１０号様式）を作成し、教育長に提出する。

なお、同復命書は、公文書であり、作成日付やいじめとして認知した日付を遡って記載したり内容を遡って修正したりするなど真実と異なった事実を記載することは、公文書に対する公共的信用を侵害する虚偽公文書作成罪に該当する重大な犯罪行為に当たることを理解し、正確な文書の作成に努める。

オ 教育委員会事務局は、学校又は自らがいじめの認知をした場合は、学校が適切に前記(1)に記載する対応を取ることができるように必要な助言又は指導をする。ただし、当該いじめについて市の基本方針に沿った対応ができていない等学校の対応に不備があり、又はその疑いがあるときは、教育委員会事務局の決定により、自ら詳細な聴取調査を実施する。この場合において、いじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査に係る具体的な方針及びその体制については、教育委員会事務局が決定することとし、学校の教職員についてもその対象とする。

カ 教育委員会事務局は、自らが詳細な聴取調査を実施したときは、詳細な聴取調査が完了した時から７２時間以内に、「時系列表」（第８号様式）及び「詳細な聴取調査報告書」（第９号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。

キ 教育委員会事務局は、いじめについて市の基本方針に沿った対応ができていない等学校の対応に不備があり、又はその疑いがあるときは、指導主事又はスクールソーシャルワーカーの派遣その他の必要な措置を講じ、学校の対応を是正させるものとする。

ク 教育長は、いじめに対する適切かつ迅速な対応のために弁護士の助言を求めようとする場合は、市長にその旨を要請し、庁内弁護士、市の顧問弁護士又は市長が指定する弁護士の助言を求めることができる。ただし、これらの弁護士が個別のいじめの防止等に対して具体的な助言をしたときは、法第２８条第１項及び法第３０条第２項に規定する調査において関与を控えさせることとなる場合があることに留意する。

ケ 教育委員会事務局は、弁護士に相談した案件であっても、弁護士に全ての対応を委任することなく、自ら対応することを基本とする。ただし、相手方が不当な

要求を繰り返す等の特別の事情があるときは、この限りでない。

- コ 教育長は、いじめに対する適切かつ迅速な対応のために教職員の加配の必要が生じた場合は、教育委員会にその旨を報告しなければならない。教育委員会は、いじめに対する適切かつ迅速な対応のために教職員の加配の必要があると認めるときは、異動、兼務等の人事上の措置を講じ、必要があるときは、奈良県教育委員会に対して加配を求め、又は市長に加配について協議するものとする。

(3) 調査の方法

ア 簡易な聴取調査

- (ア) 簡易な聴取調査は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合に実施する。特にそのいじめが直前に行われたものと思料されるときは、直ちに実施する。
- (イ) 簡易な聴取調査は、いじめの被害を受けたとされる児童生徒、加害者とされる児童生徒及び目撃した児童生徒を対象に個別に実施する。
- (ウ) 簡易な聴取調査を実施する場合は、聴取方法の適切性や記録の正確性の確保の観点から、可能な限り複数の教職員で聴取することとし、複数の教職員で聴取することができないときは、聴取の様子を録音録画することに努める。
- (エ) 簡易な聴取調査を実施する場合は、いじめの被害を受けたとされる児童生徒にも責任があるという考え方を持つことなく、その冒頭で「あなたが悪いのではない。」ことを明確に伝え、学校として徹底して守り通すことを伝える。
- (オ) 簡易な聴取調査において児童生徒に質問する際は、その冒頭で確認しようとする事実を明示する。確認しようとする事実を明示するには、可能な限り日時、場所、方法及び関係者をもって事実を特定して質問する。
- (カ) 簡易な聴取調査において児童生徒に質問する際は、抽象的な問い掛けとならないようにしつつ、回答内容を誘導したり誤導したりすることのないように注意し、可能な限りオープンクエスチョンを用いて児童生徒が自分の言葉で回答することができるようにする。回答内容が要領を得ない場合やいじめの核心部分に関する回答を得ようとする場合は、同じ質問又は聴き方を変えて同じ趣旨の質問を繰り返すなどして、回答内容を明確にするように努める。
- (キ) 簡易な聴取調査を終了する際は、対象の児童生徒に対し、児童生徒の供述内容の要旨として教職員が認識した内容を説明し、誤りがないかどうかを確認し、誤りがあるときは修正する。
- (ク) 簡易な聴取調査を実施する場合は、教職員によるセクシャルハラスメント及びその疑いが生じることを防止するため、教職員と異性の児童生徒が閉鎖的な場所で2人になることがないようにし、やむを得ず2人になる場合は、部屋の扉を開放して閉鎖性を緩和した上で、可能な限り聴取の様子を録音録画する。

- (ケ) 教職員は、簡易な聴取調査を実施したときは、「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成する暇がないときは、直ちに口頭により学校の管理職又はいじめ防止対策校内委員会に報告し、追って「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。なお、同報告書は公文書であり、作成日付を遡って記載したり内容を遡って修正したりするなど真実と異なった事実を記載することは、公文書に対する公共的信用を侵害する虚偽公文書作成罪に該当する重大な犯罪行為に当たることを理解し、正確な文書の作成に努める。
- (コ) 教職員は、「簡易な聴取調査報告書」（第1号様式）の聴取内容を記載するに当たっては、可能な限り直接話法を用いて逐語的に記録する。

イ 詳細な聴取調査

- (ア) 詳細な聴取調査は、教育委員会事務局又はいじめ防止対策校内委員会若しくは学校の管理職によりいじめの認知をした後、いじめ防止対策校内委員会で決定した対応方針に基づいて実施する。
- (イ) 詳細な聴取調査は、被害児童生徒及び加害児童生徒並びに目撃した児童生徒のほか、それらの児童生徒と同じ学級に在籍しているなど、いじめそのものだけでなく、いじめの発生の原因や背景について何らかの事情を知っている可能性がある全ての児童生徒を対象に個別に実施する。なお、調査対象の児童生徒がおおむね10人を超えるなど、網羅的に詳細な聴取調査を実施すると教職員の負担が著しく大きくなる場合は、事案の内容に応じていじめ防止対策校内委員会の決定により、あらかじめアンケート調査を実施してその結果を考慮した上で調査対象の児童生徒の人数を絞ることができる。ただし、安易に調査を効率化するために極端に調査対象の児童生徒の人数を絞ることなく、可能な限り網羅的に実施することが基本であることに留意しなければならない。
- (ウ) 詳細な聴取調査は、十分な時間を確保して実施する。同一の児童生徒を対象に繰り返し詳細な聴取調査を実施することは、当該児童生徒に精神的な負担を掛ける可能性があることに留意する。例えば、限られた休憩時間を利用して詳細な聴取調査を実施する場合は、次の授業時間の開始時刻を迎えることで聴取すべき事項が残っているにもかかわらず聴取を切り上げ、同じ児童生徒を繰り返し聴取することとなり得ることに留意する。
- (エ) 詳細な聴取調査を実施する場合は、聴取方法の適切性や記録の正確性の確保の観点から、複数の教職員で聴取することとし、聴取の様子を録音録画する。
- (オ) 詳細な聴取調査を実施する場合は、被害児童生徒にも責任があるという考え方を持つことなく、その冒頭で「あなたが悪いのではない。」ことを明確に伝え、学校として徹底して守り通すことを伝える。

- (カ) 詳細な聴取調査において児童生徒に質問する際は、その冒頭で確認しようとする事実を明示する。確認しようとする事実を明示するには、可能な限り日時、場所、方法及び関係者をもって事実を特定して質問する。
- (キ) 詳細な聴取調査において児童生徒に質問する際は、抽象的な問い掛けとならないようにしつつ、回答内容を誘導したり誤導したりすることのないように注意し、可能な限りオープンクエスションを用いて児童生徒が自分の言葉で回答することができるようにする。回答内容が要領を得ない場合やいじめの核心部分に関する回答を得ようとする場合は、同じ質問又は聴き方を変えて同じ趣旨の質問を繰り返すなどして、回答内容を明確にするように努める。
- (ク) 詳細な聴取調査において、児童生徒が以前の簡易な聴取調査又は詳細な聴取調査等の際の供述と異なった供述をしたときは、その内容が変遷した理由が明らかになるように努める。
- (ケ) 詳細な聴取調査を終了する際は、対象の児童生徒に対し、児童生徒の供述内容の要旨として教職員が認識した内容を説明し、誤りがないかどうかを確認し、誤りがあるときは修正する。
- (コ) 被害児童生徒に対して詳細な聴取調査を実施する場合は、なかなか寝付けなことがうかがわれたり、手首の傷跡や表情が変わらない様子が見られたりするなど、自殺の兆候がないかどうかに注意する。自殺の兆候が見られたときは、希死念慮の有無を確認して差し支えない。
- (サ) 詳細な聴取調査において、児童生徒から聴取を担当する教職員に対し、他の教職員や保護者に秘密にしてほしい旨の申出があった場合であっても、信頼できる教職員と情報を共有する場合があるものの秘密は守られる旨を説明し、「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）の聴取内容への記載は省略しない。保護者に当該情報を共有するかどうかについては、児童生徒の年齢や当該情報の内容を考慮して、いじめ防止対策校内委員会において判断する。
- (シ) 詳細な聴取調査を実施する場合は、教職員によるセクシャルハラスメント及びその疑いが生じることを防止するため、教職員と異性の児童生徒が閉鎖的な場所で2人になることがないようにし、やむを得ず2人になる場合は、部屋の扉を開放して閉鎖性を緩和した上で、聴取の様子が録音録画されていることを確認する。
- (ス) 教職員は、詳細な聴取調査を実施したときは、直ちに「時系列表」（第8号様式）及び「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。なお、同報告書は公文書であり、作成日付を遡って記載したり内容を遡って修正したりするなど真実と異なった事実を記載することは、公文書に対する公共的信用を侵害する虚偽公文書作成罪に該当する重大な犯罪行為に当たることを理解し、正確な文書の作成に努め

る。

- (セ) 教職員は、「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）の聴取内容を記載するに当たっては、可能な限り直接話法を用いて逐語的に記録する。
- (ソ) 学校は、詳細な聴取調査を実施した後、被害を受けたとされる児童生徒の保護者に対し、その結果の概要について報告する。
- (タ) 学校は、加害者とされる児童生徒がいじめを否認した場合その他被害者とされる児童生徒との供述が一致しない場合は、それぞれの供述について、他の証拠による裏付け・付合、知覚・記憶・表現の条件・供述経過、供述者の立場・利害関係、供述内容の自然性・具体性・迫真性、供述態度等に着眼してその供述の信用性を判断する。なお、防犯カメラの撮影画像等の客観的な証拠がないことのみを理由として、供述の信用性の判断や事実の認定を怠ることのないようにする。
- (チ) 教育委員会事務局は、学校のみでの対応が難しいと思料されるいじめの報告を受けた場合は、学校に代わって自ら又は学校と共に、前記（ア）から（タ）までに記載する対応を取る。

(4) 指導及び支援の方法

ア 被害児童生徒（被害を受けたとされる児童生徒）に対する指導及び支援

- (ア) 前記(1)イのとおり、教職員は、いじめの被害を受けたとされる児童生徒に身体的な負傷がある場合は、直ちに負傷部位を確認して手当し、いじめの被害を受けたとされる児童生徒の同意を得て負傷部位を写真により記録する。負傷部位を確認するために衣服を脱がせる必要があるときは、養護教諭又は女性若しくは児童生徒と同性の教職員が行う。教職員は、負傷部位を確認したときは、「負傷部位写真記録票」（第2号様式）を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出する。
- (イ) 教職員は、簡易な聴取調査、詳細な聴取調査を実施する場合その他の指導をする場合は、被害児童生徒（被害を受けたとされる児童生徒）にも責任があるという考え方を持つことなく、「あなたが悪いのではない。」ことを明確に伝え、学校として徹底して守り通すことを伝える。
- (ウ) 教職員は、簡易な聴取調査、詳細な聴取調査を実施する場合その他の指導をする場合は、被害児童生徒（被害を受けたとされる児童生徒）の自尊感情が傷付かないように留意し、いじめの被害を申告したり自己の価値を否定したりするような内容のノート等の書面の記載に対して、安易に「素晴らしい」、「GOOD!」などの誤解を招くコメントを付さないように留意する。肯定的な内容のコメントを付すときは、「勇気を持って申告できて素晴らしい。」などのように肯定的に評価する対象が何であるかを具体的に明示する。
- (エ) 被害児童生徒に心理的な支援が必要である場合は、前記3(12)の記載により、

優先的にスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

- (オ) 前記(1)クのとおり、教職員は、いじめの認知をした時から12時間以内に、被害児童生徒の自宅に架電し、又は家庭訪問し、被害児童生徒及びその保護者に対し、徹底して被害児童生徒を守り通すことを始めとして、市の基本方針及び学校の基本方針に基づいて対応していく旨を説明する。
- (カ) 後記イ(オ)のとおり、学校は、被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて学校教育法第35条第1項又は第49条に基づく出席停止措置を講じたりして、被害児童生徒が適切に教育を受けられる環境を確保する。
- (キ) 学校は、被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、被害児童生徒又はその保護者からの申出がある場合は、必要に応じて被害児童生徒が別室において授業を受けることを認める。当該申出が被害児童生徒からであった場合は、その保護者に対し、被害児童生徒が別室において授業を受けること又は受けたことを説明する。
- (ク) 教職員は、被害児童生徒又はその保護者からの申告等の内容が真実よりも誇張され、又は過剰な表現であると感じる場合であっても、「対応が大変な被害児童生徒及びその保護者」という偏見を持つのではなく、そうならざるを得ない背景や事情があった可能性があることも踏まえ、誠意を持って対応する。
- (ケ) 教職員は、被害を受けたとされる児童生徒の供述内容が認定した事実と異なる場合は、その旨を説明する。特に防犯カメラの撮影画像等に基づいて認定した客観的事実と異なる場合は、当該児童生徒又はその保護者の申出により、当該防犯カメラの撮影画像等を確認させることができる。この場合において、たとはいじめの該当性が否定されたとしても、学校として当該児童に寄り添った対応をしていく旨を説明する。
- (コ) いじめがインターネットを通じて行われた場合において、被害児童生徒に対する誹謗中傷や、社会的評価を低下させ、又は平穏な私生活を乱すこととなる文脈でその実名や住所等の個人を特定できる情報がインターネット上に書き込まれたときは、被害児童生徒又はその保護者の申出により、市長は、庁内弁護士、市の顧問弁護士又は市長が指定する弁護士に発信者情報開示の手続をさせることができる。この場合において、庁内弁護士、市の顧問弁護士又は市長が指定する弁護士は、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めることとする。

イ 加害児童生徒に対する指導及び支援

- (ア) 教職員は、加害児童生徒に対し、心理的な孤立感や疎外感を与えることがないようにするなど一定の教育的配慮の下に、自身がした行為がいじめであると

の認識を明確に持たせ、直ちにいじめをやめるよう指導するとともに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵害する行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して実施する。ただし、当該いじめが次の i から iv までのいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- i 1 回限りのものであって、継続して行われる懸念がないとき。
- ii 一人対一人の関係で行われたものであるとき。
- iii 後記 7 (1) アに記載する態様の犯罪行為に該当しないものであって、かつ、いじめ防止対策校内委員会において軽微なものと認めたとき。
- iv 児童生徒同士の話し合いが持たれ、その話し合いが明らかに被害児童生徒が自ら進んで加わったものであって、それにより平和的に解決したとき。

(イ) 教職員は、加害児童生徒がいじめをした背景にある要因について、加害児童生徒の内面、行動面、家庭その他の環境を理解する観点を持って指導する。

(ウ) 教職員は、加害児童生徒の供述内容が認定した事実と異なる場合は、その旨を説明する。特に防犯カメラの撮影画像等に基づいて認定した客観的事実と異なる場合は、当該児童生徒又はその保護者の申出により、当該防犯カメラの撮影画像等を確認させることができる。

(エ) いじめ防止対策校内委員会において、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の内容及びその方法、保護者への連絡の内容及び保護者との連携の方法並びにいじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査に係る具体的な方針及びその体制について決定した後、教職員は、いじめ防止対策校内委員会が決定した内容に基づいて、加害児童生徒の保護者へ連絡し、事実関係や被害児童の心情等を伝え、保護者からの指導を依頼する。

(オ) 学校は、被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとし、状況に応じて学校教育法第 35 条第 1 項又は第 49 条に基づく出席停止措置を講じるなど、被害児童生徒が適切に教育を受けられる環境を確保する。ただし、別室において指導する場合は、あらかじめ、加害行為の態様、被害の状況及び被害児童生徒の登校の状況を考慮してその期間の目安を定め、加害児童生徒及びその保護者に説明した上で実施することとし、その期間においても適切に授業を受けることができるように努めなければならない。

ウ 謝罪の会の留意点

(ア) 謝罪の会とは、いじめが発生した際に加害児童生徒が被害児童生徒に対して、自身の行為を謝罪し、反省の意を示すために設けられる場のことであり、それにより被害児童生徒が納得し、和解することができれば、加害児童生徒及び被害児童生徒の相互理解が進み、いじめ関係をなくす契機となり得るものであり、教育現場において広く用いられている。

(イ) 教職員が謝罪の会を設ける際は、事実関係が明らかでないまま謝罪を行うこと又は児童生徒の理解が得られないまま謝罪を行うことは、表面的、形式的な謝罪にとどまり、加害児童生徒にとっては謝罪すること及び被害児童生徒にとってはいじめを許す意思表示を強制され、謝罪が本来持つべき反省を促すことや被害児童生徒が本心から許すことが望めず、再発防止の効果が期待できないどころか、児童生徒同士又は児童生徒及びその保護者と教職員の関係をより悪化させることにつながる可能性があることに留意する。

また、加害児童生徒にとって話し合い自体が精神的に苦痛であり、その状況から逃れるために、納得していなくてもその場だけ謝罪をすれば解放されるという考えの下で謝罪する可能性があることに留意する。

(ウ) 教職員が謝罪の会を設ける際は、その目的及び前記(イ)に記載する欠点があることについて十分に意識した上で、加害児童生徒及び被害児童生徒の意見を確認し、謝罪すること及びいじめを許すことについて加害児童生徒及び被害児童生徒の双方が納得していることを確認の上で行う。

(エ) 教職員が謝罪の会を設けた後は、「謝罪の会実施記録票」(第7号様式)を作成し、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出するものとする。

(オ) 謝罪の会は、前記(ア)のとおり有意義な契機となり得るものである一方で、前記(イ)のとおり更なる問題が生じやすい機会であることを踏まえ、複数の教職員で対応する。

(カ) 教職員は、謝罪の会を設けたことで、いじめが一段落ついたものと安易に判断し、被害児童生徒の継続的な見守りを怠ってはならない。

(キ) 謝罪の会は、前記(ア)から(カ)までの留意点を踏まえて行われる限り、教職員の対応に問題があるとされることはない。

5 特に配慮が必要な児童生徒

- (1) 被害児童生徒又は加害児童生徒に障害の疑いがあると認識した場合は、特別支援教育コーディネーターを中心に情報を共有し、当該児童生徒に必要な学校の支援の在り方を検討するとともに、保護者と面談して支援の必要性や意義について説明し、保護者の同意の下、スクールカウンセリングや発達検査を紹介するほか、必要に応じて特別支援学級への入級を勧める。
- (2) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒については、言語や文化の違いから学校生活に困難な事情を抱えやすいことに留意し、特に外国人の児童生徒については、授業等において理解を促進するよう努めるとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一性障害、性的指向及び性自認に係るいじめを防止するため、これらについ

ての様々な課題や実状について、教職員が正しく理解した上で、授業等を通じて児童生徒の理解を深める。ただし、学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への支援は、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら行うことが重要である。

- (4) 学校は、特に配慮が必要な児童生徒の対応に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを早期から介入させ、様々な問題や心の悩みを抱えている可能性があることに寄り添って相談を受けるなどした上で、対応方針についての助言を得る。
- (5) 教育委員会は、特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを派遣することができるよう体制を整備する。

6 保護者や地域住民等との連携

- (1) 教職員は、日頃から児童生徒の生活実態のきめ細かな把握に努めるとともに、その様子について、電話、家庭訪問、面談等を通じて保護者に伝え、保護者との信頼関係の構築に努める。
- (2) 学校は、学校運営協議会において、市の基本方針、学校の基本方針及びいじめの防止等の対策について説明する。
- (3) 学校は、児童生徒の保護者に対し、児童生徒がいじめをしないよう、規範意識を養うなど必要な指導に努め、児童生徒がいじめに関わっていないか常に注意を払い、関わっている疑いがある場合は、学校に相談するよう啓発する。
- (4) 学校は、市の基本方針、学校の基本方針及びいじめの防止等の対策について学校だよりや学校のホームページ等で紹介して周知することで、学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力を求める。
- (5) 学校は、いじめが発生した場合は、個人情報の取扱いに留意しつつ、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であることに鑑み、正確な情報提供を行うことに努め、事実を隠蔽するような対応を行わないようにする。

7 関係機関との連携

(1) 警察との具体的な連携の方法

ア 学校は、加害児童生徒が次の態様の犯罪行為をしたことを発見し、又は認知した場合は、いじめの認知の手続を待たず、躊躇することなく即時に警察に通報するものとする。

なお、性犯罪や親告罪に該当する事案であっても、被害児童生徒及びその保護者の意向を尊重しつつ、原則として警察に通報するものとする。

(ア) 被害児童生徒を殴ったり蹴ったりする暴行を加えることにより、身体の複数箇所に出血若しくは内出血等の傷害を生じさせ、又は骨折等の重大な傷害を生じさせたとき。

- (イ) 繰り返し被害児童生徒を殴ったり蹴ったりする暴行を加えたとき。
 - (ウ) 被害児童生徒をハサミやカッターナイフ等の刃物で切り付け、又は切り付けようとしたとき。
 - (エ) 暴行若しくは脅迫を用いることにより、被害児童生徒が同意しない意思を形成することが困難な状態にし、性器や胸、尻を触ったり、裸や下着姿にして写真又は動画を撮影したりしたとき。なお、加害児童生徒及び被害児童生徒の性別は問わない。
 - (オ) 断れば危害を加える旨を申し向け、金品を要求したり、オンラインゲームのアイテムを購入させたりしたとき。
 - (カ) 被害児童生徒の所有又は管理の財布やスマートフォン等のおおむね1万円以上相当の金品を窃取したとき。
 - (キ) 繰り返し被害児童生徒の所有又は管理の金品を窃取したとき。
 - (ク) 被害児童生徒の所有又は管理の自転車や制服等のおおむね1万円以上相当の器物を損壊させたとき。
 - (ケ) 繰り返し被害児童生徒の所有又は管理の器物を損壊させたとき。
 - (コ) 繰り返し被害児童生徒の所有又は管理の器物を蹴ったり踏んだりし、被害児童生徒若しくはその保護者又は教職員の中止の求めにもかかわらず継続したとき。
 - (サ) 繰り返し被害児童生徒に対して「殺す」、「殴る」と申し向けるなど、一般に人を畏怖させるに足りる害悪を告知して脅迫し、これにより被害児童生徒が現実に畏怖し、学校へ行くことや教室に入ることにより不安が生じる、眠れない、食欲がない等の身体的又は精神的な症状が現れているとき。
 - (シ) 被害児童生徒に対して「(被害児童生徒の)裸や下着姿等のわいせつな写真又は動画のデータをインターネット上で拡散する。」と申し向けたとき。
 - (ス) 被害児童生徒に対する誹謗中傷や、社会的評価を低下させ、又は平穏な私生活を乱すこととなる文脈でその実名や住所等の個人を特定できる情報をインターネット上に書き込みしたとき。なお、書き込みの内容に事実の摘示の有無は問わない。
 - (セ) 被害児童生徒に「死ぬ」と申し向けるなどして唆し、被害児童生徒が自殺を企図し、又は自殺したとき。
 - (ソ) 暴行若しくは脅迫を用いることにより、被害児童生徒が同意しない意思を形成することが困難な状態にし、被害児童生徒の裸や下着姿等のわいせつな写真又は動画のデータを提供させたり、他者に提供したりしたとき、又は被害児童生徒に無断で他者に提供したとき。
- イ 前記アに記載する即時に警察に通報すべき事案については、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7

日付け 4 文科初第 2 1 2 1 号文部科学省初等中等教育局長通知) の添付資料 1
「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」を参考として該当性を判断する。

なお、同通知に記載されている事例は、次のとおりである。

(ア) 暴行 (刑法第 2 0 8 条)

- i ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- ii 無理矢理ズボンを脱がす。

(イ) 傷害 (刑法第 2 0 4 条)

感情を抑えきれずに、ハサミやカッターナイフ等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。

(ウ) 不同意わいせつ (刑法第 1 7 6 条)

断れば危害を加えると脅し、性器や胸、尻を触る。

(エ) 恐喝 (刑法第 2 4 9 条)

- i 断れば危害を加えると脅し、現金を強制的に取り上げる。
- ii 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

(オ) 窃盗 (刑法第 2 3 5 条)

- i 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ii 財布から現金を盗む。

(カ) 器物損壊等 (刑法第 2 6 1 条)

- i 自転車を壊す。
- ii 制服をカッターナイフで切り裂く。

(キ) 強要 (刑法第 2 2 3 条)

度胸試しやゲームと称して、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

(ク) 脅迫 (刑法第 2 2 2 条)

本人の裸などが写った写真や動画をインターネット上で拡散すると脅す。

(ケ) 名誉毀損、侮辱 (刑法第 2 3 0 条、2 3 1 条)

特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

(コ) 自殺関与 (刑法第 2 0 2 条)

同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

(サ) 児童ポルノ提供等 (児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成 1 1 年法律第 5 2 号) 第 7 条)

- i 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真や動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ii 同級生の裸の写真や動画を友達 1 人に送信して提供する。

- iii 同級生の裸の写真や動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
 - iv 友達から送られてきた児童ポルノの写真や動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォンに保存している。
- (シ) 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）第3条）
元交際相手と別れた腹いせに性的な写真や動画をインターネット上に公表する。
- ウ 教職員は、前記アに記載する態様の犯罪行為を発見し、又は認知した場合は、直ちに学校の管理職に報告し、対応についての指示を仰ぐこととする。ただし、現に加害児童生徒が被害児童生徒に暴行するなどの犯罪行為が行われ、又は行われた後間がない場合等の管理職に報告する時間的余裕がない場合は、自ら警察に通報することとする。
- エ 学校は、前記アに記載する態様の犯罪行為を発見し、又は認知した場合は、いじめの認知の手続を待つことなく、教育委員会事務局に報告する。
- オ 学校又は教育委員会事務局は、前記アに記載する即時に警察に通報すべき事案であるのに判断の誤りその他の事情によって警察へ通報していない状態が続いた場合であっても、前記アに記載する態様の犯罪行為を認知した場合は、その時点で躊躇することなく即時に警察に通報するものとする。
- カ 教育委員会事務局は、前記エに記載する報告を受けたときその他前記アに記載する態様の犯罪行為を発見し、又は認知した場合で警察に通報すべきときは、指導主事及び必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校に対して対応についての指導及び助言を行う。
- キ 学校は、警察に通報すべき場合であるかどうかについて自ら判断することが困難であるときは、直ちに教育委員会事務局に報告し、教育委員会事務局は、学校に対し、警察への通報その他の必要な措置を講ずるように指示する。
- ク 学校及び教育委員会事務局は、被害児童生徒又はその保護者から警察と連携することを求められた場合は、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、安易に拒否しないようにする。
- ケ 学校及び教育委員会事務局は、被害児童生徒又はその保護者から調査を求められた場合は、いじめの事実の有無を確認するための措置を講じ、事実関係を明確にするための調査を行う法的義務（法第23条第2項、法第28条第1項）が学校及び教育委員会に課されていることを踏まえ、「学校や教育委員会は、警察等の捜査機関ではない。」などと述べて安易に拒否してはならない。

(2) 児童福祉課及び児童相談所等との具体的な連携の方法

- ア 教育委員会事務局は、前記(1)エに記載する報告を受けたときその他前記(1)アに

記載する態様の犯罪行為を発見し、又は認知した場合で警察に通報すべきときは、遅滞なく児童福祉課と情報を共有する。

イ 教育委員会事務局は、前記(1)アに記載する態様以外の犯罪行為を発見し、又は認知した場合であっても、児童福祉課と情報を共有する。

ウ 学校は、被害児童生徒又は加害児童生徒が児童虐待を受けているおそれがあるものと思料するときなど、児童福祉の観点から支援が必要と考えられる場合は、その旨を教育委員会事務局に報告する。

エ 教育委員会事務局は、前記ウに記載する報告を受けたときその他被害児童生徒又は加害児童生徒が児童虐待を受けているおそれがあるものと思料するときなど、児童福祉の観点から支援が必要と考えられる場合は、児童福祉課と情報を共有する。

オ 児童福祉課は、前記ア及びエにより教育委員会事務局から共有された事案その他必要な事案については、児童相談所と情報を共有する。

カ 児童福祉課は、教育活動上必要な範囲において、児童生徒について教育委員会事務局と情報を共有する。

(3) 転校先の学校等との連携方法

ア 香芝市立学校は、加害児童生徒又は被害児童生徒が他の香芝市立学校に転校し、又は進学した場合は、転校先又は進学先の学校に対し、当該いじめ及びそれに関して香芝市立学校等が講じてきた対応の内容並びに当該児童生徒に係る配慮を要する事項について、情報を提供する。

イ 香芝市立学校は、加害児童生徒又は被害児童生徒が香芝市立学校以外の学校に転校した場合は、転校先の学校に対し、当該いじめ及びそれに関して香芝市立学校等が講じてきた対応の概要並びに当該児童生徒について配慮を要する事項について、情報を提供する。ただし、被害児童生徒については、あらかじめその保護者の意見を聴いて、情報を提供しないこととすることができる。

ウ 香芝市立学校は、加害児童生徒又は被害児童生徒が香芝市立学校以外の学校に進学した場合は、その保護者の求めがない限り、進学先の学校に対し、当該いじめ及びそれに関して香芝市立学校等が講じてきた対応の概要並びに当該児童生徒について配慮を要する事項等について、情報を提供することを要しない。

8 当事者への情報提供

(1) 学校又は教育委員会事務局は、被害児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を提供する法的義務（法第28条第2項）が学校及び教育委員会に課されていること及びその趣旨を踏まえ、随時、調査により明らかになった事実関係等について情報を提供する。

(2) 学校又は教育委員会事務局は、被害児童生徒又はその保護者に対して情報を提供

する場合は、個人情報保護することを理由にして、加害児童生徒及び目撃児童生徒の氏名を非開示としてはならない。

9 必要な設備の整備

(1) 防犯カメラの整備

防犯カメラに記録された撮影画像は、事件や事故が発生した場合における客観的な資料となり、見分や検証のために不可欠なものであるため、全ての学校への設置を進める。設置箇所は、昇降口や廊下等の共用部とする。

設置済みの学校においては、毎年度4月7日までに1年に1度、次の事項に関する点検を実施し、適切性を確保する。

ア 防犯カメラの設置等に係る措置

- (ア) 防犯カメラの撮影方向が目的の範囲を正しく捉えて設置されていること。
- (イ) 設置の目的を明確に意識し、それに適するように設置されていること。
- (ウ) 死角となる範囲が広くなり過ぎていないこと（屋外に設置する場合は、2.5メートルから4メートルまでの高さに設置するなど効果的な高さを検討すること。）。
- (エ) 民家の窓等が映り込む場合は、撮影の目的を達成するために必要最小限度の範囲とすること。
- (オ) 必要に応じて、撮影画像から被写体の大きさを簡易に測定することができるように、撮影範囲に被写体の大きさを測定するための目印が分かりやすく設置されていること。

イ 防犯カメラ及び撮影画像に係る措置

- (ア) 表示される日及び時刻が実際と合致していること。
- (イ) レンズに汚れが付着していないなど防犯カメラが正常に作動していること。
- (ウ) 必要が生じたときに撮影画像を迅速かつ適切に取り扱うことができること。

ウ 記録された撮影画像を閲覧する場合は、取扱担当者等が管理責任者の承認を得てから閲覧することとし、閲覧後は学校から教育委員会事務局に「防犯カメラの撮影画像閲覧報告書」（第3号様式）を提出する。

エ 記録された撮影画像の閲覧及び提供については、香芝市立小学校及び中学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第6条第1項に定めるところによる。

(2) 相談室の整備

教育委員会及び学校は、学校に、児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関する相談をしやすく、聴取調査に適した環境を確保するため、相談室を設置するように努める。

相談室は、廊下や外から室内が覗かれないようにし、窓がある場合は、カーテン

やブラインドを設置する。また、録音録画をすることができる装置を備え、特に小
学校の相談室については、壁に半透明鏡（マジックミラー）を備えて隣室から聴取
等の様子を観察することができるようにすることが望ましい。

第3 いじめ重大事態の対応

1 いじめ重大事態の意味

いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以
下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に
資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、
質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするた
めの調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が
生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余
儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当
該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態
の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項
の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行
うものとする。

(1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」（法第28条第1項第1号）

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、被
害児童生徒又はいじめの被害を受けたとされる児童生徒の状況に着目して判断する
必要があり、それに該当するものには多くの態様があるが、具体的なものの代表的
な例を挙げると次のとおりである。

なお、例示したもの以外の態様があることに留意するとともに、それらに該当し
ないからといって重大事態の該当性が否定されるものではないことに留意する。

ア 児童生徒が自殺を企図し、又は自殺した場合

（ア）軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

（イ）「死ね」と言って唆されたことで、被害児童生徒が自殺を決意して自殺した。

イ 心身に重大な傷害を負った場合

（ア）リストカット等の自傷行為をした。

（イ）暴行を受け、結果的に複数箇所の出血若しくは内出血又は骨折を伴うけがを

した。

(ウ) 投げ飛ばされ脳震盪となった。

(エ) 殴られて歯が折れた。

(オ) カッターナイフで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。

(カ) 心的外傷後ストレス障害と診断された。

(キ) 嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応が続く。

(ク) 多くの児童生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

(ケ) わいせつな写画像や顔写真を加工した画像又は実名や住所等の個人を特定できる情報を、同意なくインターネット上で拡散された。

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

(ア) 複数の児童生徒から金銭を強要され、総額 1 万円以上を渡した。

(イ) 財布等の金品やスマートフォン等、高額（おおむね 1 万円相当以上）であると思われるものが窃盗された。

(ウ) 自転車や制服等の高額な（おおむね 1 万円相当以上）物品を損壊された。

エ 精神性の疾患を発症した場合

欠席が続く（重大事態の目安である 30 日には達していない。）当該学校へは復帰ができないと判断し、転校した。

(2) 「相当の期間」（法第 28 条第 1 項第 2 号）

法第 28 条第 2 号の「相当の期間」については、いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）に記載する不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

ただし、長期休暇や大型連休を挟んだ場合などにおいては、休業日以外の日のみを日数に算入するのではなく、実質的に欠席することを余儀なくされている状態にある日数を算入して相当の期間の該当性を判断する必要がある。例えば、7 月 15 日頃からいじめの被害を訴えて欠席が続いたまま同月 20 日に終業式を迎え、その後夏期休業日を挟んで 9 月 1 日の始業式を迎えてもなお欠席が続く場合は、休業日を除き 30 日間を数えて同月 30 日頃に相当の期間が経過したものとするのではなく、遅くとも同月 15 日頃までには相当の期間が経過したものと判断すべきであると考えられる。

また、相当の期間は必ずしも連続した日である必要はなく、例えば、10 月 1 日頃からいじめの被害を訴えて欠席が続いたものの、同月 20 日頃の定期考査の実施日だけ登校し、その後再び欠席が続いたというような場合は、当該生徒は定期考査の重要性に鑑みて通常よりも努力して登校したものと考えられることから、一旦登校した事実があったとしても改めて 1 日から起算するという考え方は誤りである。

(3) 「いじめにより・・・欠席することを余儀なくされている」（法第 28 条第 1 項

第2号)

欠席することを余儀なくされている状態、すなわち不登校の原因については、いじめの被害も含めて複合的である場合も考えられることから、いじめが唯一の原因ではないからといって重大事態の該当性が否定されるものではないことに留意する。

欠席することを余儀なくされている状態について、いじめが原因の一つとして含まれる疑いがあるときは、重大事態に認定した上で、法第28条第1項の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」という。）を開始することとなるが、重大事態調査の結果として、いじめと欠席することを余儀なくされている状態の因果関係が否定されたり、その主因がいじめであることが否定されたりする場合もあり得る。

また、学校及び教育委員会事務局は、重大事態への対処として、いじめの解消のみならず、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第11条の趣旨を踏まえ、学習支援（個人の特性に応じた学習環境の確保や端末を活用したオンライン指導等）や学校における悩みの解消等、個々の状況に応じ、学びの継続に向けた支援策についても検討する必要がある。

(4) 「疑いがあると認めるとき」（法第28条第1項第1号、第2号）

重大事態の定義は、法第28条第1項第1号及び第2号に規定するとおりであるが、その正確な表現は、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと認めるとき。」や「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき。」ではなく、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」や「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」であり、いずれも「疑いがあるととき」とされ、疑いがある事態を指して重大事態と定義するものである。

したがって、重大事態に認定したとしても、重大事態調査の結果として、いじめの存在が否定され、又はいじめと欠席することを余儀なくされている状態の因果関係が否定される場合も想定されるのであるから、いじめが存在しないことが明白であって、いじめと児童生徒の生命、心身又は財産の重大な被害との間はいじめと欠席することを余儀なくされている状態との間の因果関係がないことが明白でない限り、いじめとの因果関係が不明であるからといって、そのことを理由として重大事態に認定しないという考え方は誤りである。

また、そのような趣旨を踏まえ、児童生徒又はその保護者からいじめの被害を受けて重大事態に該当する旨の申告等があったときは、学校及び教育委員会事務局は、その時点で重大事態に認定していないものであっても、重大事態に準じたものとし

て対応することが望ましい。

2 重大事態に対する適切かつ迅速な対応

(1) 重大事態の報告及び調査主体の決定等

ア 重大事態の報告

(ア) 教育長及び市長への報告

学校又は教育委員会事務局は、重大事態の発生を把握した場合は、12時間以内に口頭により教育長及び市長に報告するとともに、10日以内に、「時系列表」（第8号様式）及び「詳細な聴取調査報告書」（第9号様式）を始めとして、「保護者連絡記録票」（第6号様式）、「謝罪の会実施記録票」（第7号様式）等の必要資料を添えて、「いじめ重大事態等認定報告書」（第11号様式）により、教育長を通じて改めて市長に報告しなければならない。

教育長は、学校又は教育委員会事務局から重大事態が発生した旨の報告があったときは、次の教育委員会会議においてその旨を報告する。

(イ) 保護者への説明

学校又は教育委員会事務局は、前記（ア）の記載により口頭により教育長及び市長に報告した時から10日以内に、被害児童生徒の自宅に架電し、又は家庭訪問し、被害児童生徒及びその保護者に対し、重大事態に認定したこと、重大事態調査を実施すること、重大事態調査の主体はいじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会のいずれかであること、香芝市いじめ防止対策委員会が主体となるときは学校及び教育委員会事務局の職員は調査の公正性を確保するために関与することができないこと等について説明する。

イ 重大事態調査の主体の決定

重大事態調査の主体は、学校に設置するいじめ防止対策校内委員会又は教育委員会に設置する香芝市いじめ防止対策委員会とする。

教育長は、市長と協議の上、学校又は教育委員会事務局から「いじめ重大事態等認定報告書」（第11号様式）により報告を受けた日から14日以内に、加害者の特定を始めとして加害行為の態様や被害の状況等について事実の認定の難易、加害行為の態様の悪質性、被害の状況やその程度、従前の経緯、当該いじめについて市の基本方針に沿った対応ができていない等学校又は教育委員会事務局の対応に関する不備の可能性の有無、教職員の配置状況、被害児童生徒又はその保護者の申告内容等を総合的に考慮し、重大事態調査の主体を決定する。ただし、被害児童生徒が自殺を企図し、又は自殺した場合、学校の対応に不備がなく教職員による対応に重大な過失がないとはいえない場合は、特別の事情のない限り、重大事態調査の主体は香芝市いじめ防止対策委員会とする。

教育長は、重大事態調査をいじめ防止対策校内委員会において実施することと

決定した場合であっても、調査報告書が作成されるまでの間、その後の事情により、市長と協議の上、重大事態調査を香芝市いじめ防止対策委員会において実施することを決定することができる。

ウ 香芝市いじめ防止対策委員会

教育委員会は、市長と協議の上、香芝市いじめ防止対策委員会の委員として、調査対象のいじめ事象に関与してこなかった庁内弁護士、市の顧問弁護士及び大阪弁護士会又は奈良弁護士会の推薦を受けた弁護士の中から2ないし3人、精神科医、法医学又は教育学等を研究する大学教員、臨床心理士及び公認心理師の中から1ないし2人を含め、3ないし5人を選任することとする。

香芝市いじめ防止対策委員会を開催する場合は、毎回全ての委員が出席するように努め、委員の5分の3以上の出席がなければ会議を開くことができないこととする。

市長は、毎年度、香芝市いじめ防止対策委員会の委員の報酬に関する予算を措置するものとする。

エ 重大事態調査の開始に関する報告

教育委員会事務局は、重大事態調査を開始したときは、文部科学省に対して報告する。

(2) 重大事態調査の要領

ア いじめ防止対策校内委員会において重大事態調査を実施する場合

(ア) いじめ防止対策校内委員会は、前記(1)イの記載により重大事態調査の主体が決定した時から10日以内に、最初の会議を開き、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や指導の内容及びその方法、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の内容及び保護者との連携の方法、いじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査に係る具体的な方針及びその体制について決定する。この場合におけるいじめ防止対策校内委員会には、必ずスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーが出席することとし、これらの事項について意見を聴取する。ただし、いじめ認知をした上で、前記第2の4(1)ケの記載により既にこれらについて定めていたときは、当該内容について改めて検討を加え、必要に応じて見直すことで足りる。

(イ) いじめ防止対策校内委員会は、いじめ認知をした上で、前記第2の4(1)ア、イ、ウ、ケ、サ、シ、ス及びソの記載により既に客観的事実を確認するための詳細な聴取調査その他の措置を実施していたときは、更に補充して客観的事実を確認するための調査すべき事項がないかどうかを検討し、更に補充して調査すべき事項がある場合は必要な調査を実施し、更に補充して調査すべき事項がない場合は改めて調査を実施することを要しない。重大事態調査の実施以前において前記第2の4(1)ア、イ、ウ、ケ、サ、シ、ス及びソに記載する措置を実

施することができていないときは、それ以後の措置については重大事態調査の一環として実施する。

(ウ) いじめ防止対策校内委員会は、学校の教職員に対し、いじめの客観的事実を確認するための聴取調査を実施することができる。

(エ) 前記(ア)から(ウ)までのほか、いじめ防止対策校内委員会は、重大事態調査に当たっては、前記第2の4(1)ア、イ、ウ、ケ、サ、シ、ス及びソに記載する内容に準じて必要な調査を実施する。ただし、「時系列表」(第8号様式)及び「詳細な聴取調査報告書」(第9号様式)等の作成に当たっては、いじめ防止対策校内委員会が内容を確定させることとし、作成した資料については、「いじめ重大事態調査報告書」を作成するまで学校の管理職へ提出することを要しない。

(オ) いじめ防止対策校内委員会は、最初の会議を開いた日から2ないし6か月間程度で調査を完了させるように努め、完了した日から1か月程度で「いじめ重大事態調査報告書」を作成するように努める。ただし、調査期間は、調査の容易性等に応じて短縮することは差し支えないが、可能な限り延長しないように努めなければならない。

(カ) 教育委員会事務局は、いじめ防止対策校内委員会に対し、重大事態調査について一定水準以上の質を確保するために必要な技術的助言をするものとし、いじめ防止対策校内委員会は、教育委員会事務局に対し、助言を求めることができるものとする。

イ 香芝市いじめ防止対策委員会において重大事態調査を実施する場合

(ア) 香芝市いじめ防止対策委員会は、前記(1)イの記載により重大事態調査の主体が決定した時から1か月以内に、最初の会議を開き、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の内容及び保護者との連携の方法、いじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査に係る具体的な方針及びその体制について決定する。

(イ) 香芝市いじめ防止対策委員会が実施する重大事態調査に係る庶務は、教育総務課において処理する。

(ウ) 香芝市いじめ防止対策委員会は、学校及び教育委員会事務局に対し、「時系列表」(第8号様式)及び「詳細な聴取調査報告書」(第9号様式)を始めとして、「保護者連絡記録票」(第6号様式)、「謝罪の会実施記録票」(第7号様式)、「いじめ重大事態等認定報告書」(第11号様式)等の必要資料の提出を求めることができる。

(エ) 香芝市いじめ防止対策委員会は、学校の教職員及び教育委員会事務局の職員に対し、いじめの防止等について聴取調査を実施することができる。

(オ) 香芝市いじめ防止対策委員会は、最初の会議を開いた日から6ないし15か

月間程度で調査を完了させるように努め、完了した日から3か月程度で「いじめ重大事態調査報告書」を作成するように努める。ただし、調査期間は、調査の容易性等に応じて短縮することは差し支えないが、可能な限り延長しないように努めなければならない。

- (カ) 香芝市いじめ防止対策委員会は、委員を補助させ、又は専門的な見解を聴取するため、教育長の同意を得て、専門委員を選任することができる。教育長は、この同意をするには、あらかじめ市長と協議しなければならない。

ウ スクールカウンセラー等との情報共有

いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに対し、重大事態調査のために必要な限度において、児童生徒、保護者、教職員等からの聴取内容の報告を求めることができる。ただし、児童生徒、保護者、教職員等が、学校の管理職、いじめ防止対策校内委員会及び香芝市いじめ防止対策委員会の委員並びに教育委員会事務局の職員の間で児童生徒、保護者、教職員等からの聴取内容を共有することに同意していない場合は、この限りでない。

エ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」への準拠

重大事態調査は、前記アからウまでのほか、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠して実施する。

オ 被害児童生徒への聴取調査が困難な場合の措置

被害児童生徒の入院や死亡等によって被害児童生徒への聴取調査が不可能な場合は、いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会は、被害児童生徒の保護者への聴取調査を実施する。

カ 被害児童生徒が自殺した場合等の留意事項

被害児童生徒が自殺を企図し、又は自殺した場合は、いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会は、保護者や親族の心情に十分配慮しながら、当該被害児童生徒の家庭環境を含む自殺の背景となり得る事情について可能な範囲で調査し、いじめとの因果関係の有無及びその程度について判断する。

キ 調査の進捗状況等についての当事者への情報提供

いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会は、被害児童生徒及び加害児童生徒並びにその保護者に対し、重大事態調査の進捗状況や今後の見通しについて情報を提供する。

また、「いじめ重大事態調査報告書」の内容を取りまとめるに当たっては、関係者の供述内容としての記載についてその概要を説明しておくことが望ましい。

ク 調査中における留意事項

重大事態調査は長期化する 경우가少なくないため、調査中において被害児童生徒及び加害児童生徒を取り巻く環境を始めとして学校環境等は大きく変化してい

くことが通常である。

したがって、学校及び教育委員会事務局は、学校等が把握する事実関係や講ずべき再発防止策等の内容についても変化が生じることを意識し、特にいじめが継続することがないように留意する。

3 調査結果の報告及び公表

- (1) いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会は、「なぜ当該校でこのような事案が発生したのか。」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切であったのか。」、「市の基本方針に沿った対応ができていない等学校の対応に不備がないか。」等の視点を持ちつつ、後記「いじめ重大事態調査報告書」において記載すべき標準的な項目一覧」等を参考にして「いじめ重大事態調査報告書」を作成する。
- (2) いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会は、「いじめ重大事態調査報告書」を作成したときは、教育長を通じて教育委員会に提出する。
- (3) 教育長は、いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会から教育委員会に対して「いじめ重大事態調査報告書」の提出があったときは、直ちに「いじめ重大事態調査報告書」を添えて市長に報告する。
- (4) 学校又は教育委員会事務局は、後記(6)の「いじめ重大事態調査報告書」の内容又は概要の公表に先立ち、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者に対し、その内容を説明する機会を設ける。
- (5) 被害児童生徒の保護者又はそのいずれかの代理人（弁護士である者に限る。）は、後記(6)の「いじめ重大事態調査報告書」の内容又は概要の公表に先立ち、教育長及び市長に対し、「いじめ重大事態調査報告書」の内容に対する所見書を提出することができる。ただし、市長に対しては教育長を通じて提出するものとし、教育長は、所見書の提出があったときは、直ちに所見書を添えて市長に報告する。なお、所見書については、代理人が作成したものを除き、公表しない。
- (6) 教育委員会事務局は、前記(2)の記載によりいじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会から「いじめ重大事態調査報告書」の提出があったときは、後記4(1)に記載する法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を実施する場合を除き、3か月以内に、「いじめ重大事態調査報告書」の内容又は概要を公表することとする。公表に当たっては、特に被害児童生徒及びその保護者の意見を聴き、個人が特定されることのないように留意し、文書法制課の審査を経て行う。
- (7) 「いじめ重大事態調査報告書」の内容についての報道機関に対する対応は、いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会ではなく、学校又は教育委員会事務局が行う。

- (8) 加害行為の態様の悪質性、被害の状況やその程度、学校の対応に不備があることや教職員による対応に重大な過失があること等の事情に鑑みて社会的な影響が大きい事案について、「いじめ重大事態調査報告書」を公表する際は、教育長及び教育部長、必要に応じてその他の教育委員会事務局の職員が同席して記者会見を開催する。

いじめ重大事態調査報告書において記載すべき標準的な項目一覧

	標準的な項目	記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け	
		ア 重大事態の別（１号、２号、１号かつ２号） イ 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
2	調査の目的、調査組織の構成	
	(1) 調査の目的	調査の趣旨及び目的を記載する。
	(2) 調査期間	調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	(3) 調査組織の構成	ア 調査組織の名称、調査委員の氏名及び役職等を記載する。 イ 外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
3	当該事案の概要	
	(1) 基礎情報	重大事態が発生した学校名、被害児童生徒の学年、性別、（氏名）、被害児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
	(2) 当該事案の概要	調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容	
	(1) 調査方法	どのような調査方法（アンケート、簡易な聴取、詳細な聴取、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。
	(2) 調査内容	ア 調査方法に応じて、具体的にどのような調査をしたか詳細をまとめる。 イ 聴取調査や調査組織の会議を開催した日時、議論のテーマをまとめる。
5	当該事案の事実経過	

	(1)	被害児童生徒の訴え	ア 簡易な聴取調査及び詳細な聴取調査等を通じて把握した被害児童生徒の訴えをまとめる。 イ 被害児童生徒から事案の詳細を確認できない場合には、その旨を記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
	(2)	加害児童生徒及び目撃した児童生徒からの聴取内容	ア 加害児童生徒及び目撃した児童生徒の聴取内容をまとめる。 イ 加害児童生徒及び目撃した児童生徒から確認ができない場合には、その旨を記載する。
	(3)	当該事案の事実経過	ア 簡易な聴取調査及び詳細な聴取調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。 イ 事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」P37「(2) 事実関係の確認・整理」を参照。
6	当該事案の事実経過から認定し得る事実		
	事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や被害児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。		
7	学校及び学校の設置者の対応		
	(1)	学校の対応について	「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について、法や学校の基本方針その他関連法令及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に照らして対応の検証を行う。
	(2)	学校の設置者の対応について	「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や市の基本方針その他関連法令及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に照らして対応の検証を行う。
	(3)	学校及び教育委員会事務局の対応に係る考察	学校及び教育委員会事務局における一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	当該事案への対処及び再発防止策の提言		
	(1)	当該事案への対処について	ア 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 イ 被害児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
	(2)	学校及び教育委	当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び教育委員会

		員会事務局に対する提言	事務局に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料		
10	その他		
	(1)	被害児童生徒が自殺している場合	「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成23年6月（平成26年7月改訂））を踏まえ、後記ア及びイの内容を前記1から9までの共通項目に加えて報告書に記載する。 ア 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価） イ 自殺の再発防止及び自殺予防のための改善策
	(2)	被害児童生徒が不登校を余儀なくされている場合	被害児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査項目に含まれていることから、調査内容及び被害児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理及び福祉の専門家等と連携して、学習面及び健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

4 重大事態調査の結果について報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 市長は、前記3の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態が発生することを防止するために必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。
- (2) 再調査は、弁護士、精神科医、法医学又は教育学等を研究する大学教員その他の学識経験者、臨床心理士及び公認心理師その他の心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者及び学校と直接に人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性及び中立性を確保する。
- (3) 市長は、再調査をするに当たり、いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会による調査と同様に、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、再調査の進捗状況及び再調査結果を説明する。
- (4) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生を防止するために必要な措置を講ずる。
- (5) 市長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告する。議会への報告に当たっては、その内容は個々の事案の内容に応じた適切なものとするが、個人が特

定されることのないように留意し、文書法制課に審査させた上で行う。

5 再調査結果に関する報告

教育委員会事務局は、文部科学省に対して再調査の結果を報告する。

6 調査結果の公表

重大事態調査の結果の公表について、事案の内容や重大性、被害児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の被害児童生徒及び加害児童生徒並びに担任の教職員への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、被害児童生徒及び加害児童生徒並びに両保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

第4 今後の見直し等

いじめの防止等については社会的にも数多くの事例が蓄積され、いじめそのものについての分析が進んできただけでなく、いじめの防止等のための学校やその設置者による対応に関して留意すべき事項等についても整理されてきたことから、より一層効果的にいじめの防止等を図っていくことを目的として、この市の基本方針では、いかなる場合に、いかなる者が、いかなる時期に、いかなる行動をすべきかということが、その記載そのものから看取することができることを旨として記載内容を工夫した。

このような取組は全国的にも先進的な事例であると考えられるが、それ故に、法の改正や本市の教育環境を取り巻く環境の変化等を受けて修正する必要性が生じる場合のほか、この市の基本方針を実際に運用していくに当たって改善する必要性が見い出されることも想定される。

したがって、軽微な事項については市長及び教育長の協議により、その他の事項については必要と認められる都度、香芝市総合教育会議において協議し、改正していくものとする。

第 1 号様式

令和 年 月 日

市立●●小（中）学校長
いじめ防止対策校内委員会

所 属
職及び氏名

簡易な聴取調査報告書

次のとおり、簡易な聴取調査を実施しましたので報告します。

対象児童生徒	年 組 番 氏名
相 談 者	
聴 取 調 査 を し た 者	
対 応 方 法	面談 家庭訪問 電話 その他（ ）
日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
場 所	
録 音 録 画	有 ・ 無

聴	取	内	容
所	感		

第 2 号様式

令和 年 月 日

市立●●小（中）学校長
いじめ防止対策校内委員会

所 属
職及び氏名

負傷部位写真記録票

対象児童生徒	年 組 番 氏名
加害児童生徒	
対 応 者	
日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分
場 所	
受診の必要性	有 ・ 無

負 傷 部 位 の 写 真

第3号様式

教育長

令和 年 月 日

市立●●小（中）学校長

防犯カメラの撮影画像閲覧報告書

次のとおり、防犯カメラの撮影画像を閲覧しましたので報告します。

1	閲 覧 日 時	令和 年 月 日
2	閲 覧 者	
3	閲 覧 対 象 防 犯 カ メ ラ 番 号	
4	撮 影 画 像 閲 覧 対 象 範 囲	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで
5	撮 影 画 像 複 製 対 象 範 囲	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで
6	防犯カメラの表示時刻と 実際の時刻とのずれ	(1) 防犯カメラの表示時刻 時 分 (2) 実際の時刻 時 分 (3) 実際の時刻とのずれ + ・ - 分
7	閲 覧 理 由	

※ 4及び5は、防犯カメラの表示時刻を記載すること。

第 4 号様式

令和 年 月 日

教育長

所 属
職及び氏名

いじめ防止対策校内委員会議事録

1 開催日時等

開 催 日 時	令和 年 月 日 () 時 分
場 所	
出 席 者	

2 被害児童生徒及び加害児童生徒の情報

	児 童 生 徒 氏 名	性 別	学 年	組	担 任 名
被 害 児 童 生 徒 の 情 報					
加 害 児 童 生 徒 の 情 報					

3 会議内容

--

第 5 号様式

令和 年 月 日

教育長

所 属
職及び氏名

いじめ認知報告書

次のとおり、いじめの認知をしましたので報告します。

1 被害児童生徒及び加害児童生徒の情報

	児 童 生 徒 氏 名	性 別	学 年	組	担 任 名
被 害 児 童 生 徒 の 情 報					
加 害 児 童 生 徒 の 情 報					

2 いじめの発生状況

事 案 発 生 日	令和 年 月 日 () 時 分				
事 案 発 生 場 所					
いじめを確認した者					
管 理 職 へ の 報 告	令和 年 月 日 () 時 分				
報 告 者	誰から：		誰に：		
い じ め の 認 知 日					

3 いじめの概要

--

4 いじめの態様

(1)	☐	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	(6)	☐	金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
(2)	☐	仲間はずれや、無視をされる。	(7)	☐	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
(3)	☐	軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。	(8)	☐	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
(4)	☐	ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。	(9)	☐	その他 ()
(5)	☐	金品をたかられる。			

5 いじめと判断した理由

--

6 学校の対応

--

第 6 号様式

保護者連絡記録票

[illegible]

第 7 号様式

令和 年 月 日

市立●●小（中）学校長
いじめ防止対策校内委員会

所 属
職及び氏名

謝罪の会実施記録票

1 被害児童生徒及び加害児童生徒の情報

	児 童 生 徒 氏 名	性 別	学 年	組	担 任 氏 名
被 害 児 童 生 徒 の 情 報					
加 害 児 童 生 徒 の 情 報					

2 実施状況

実 施 日	令和 年 月 日（ ） 時 分
実 施 場 所	
同 席 し た 教 職 員	
被害児童生徒の同意	有 ・ 無
加害児童生徒の同意	有 ・ 無
加 害 児 童 生 徒 の 謝 罪 内 容	
被 害 児 童 生 徒 の 対 応	

第 8 号様式

時系列表

令和 年 月 日 ()	時 分頃	場所：
令和 年 月 日 ()	時 分頃	場所：
令和 年 月 日 ()	時 分頃	場所：
令和 年 月 日 ()	時 分頃	場所：
令和 年 月 日 ()	時 分頃	場所：
令和 年 月 日 ()	時 分頃	場所：
令和 年 月 日 ()	時 分頃	場所：

※ 学校として認定した事実を明示すること。

第 9 号様式

令和 年 月 日

市立●●小（中）学校長
いじめ防止対策校内委員会

所 属
職及び氏名

詳細な聴取調査報告書

次のとおり、詳細な聴取調査を実施しましたので報告します。

対象児童生徒	年 組 番 氏名
聴取調査をした者	
対応方法	面談 家庭訪問 電話 その他（ ）
日時	令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
場所	
録音録画	有 ・ 無

聴	取	内	容
所	感		

第 1 0 号様式

令和 年 月 日

教育長

所 属
職及び氏名

いじめ認知復命書

次のとおり、いじめを認知しましたので復命します。

1 被害児童生徒及び加害児童生徒の情報

	児 童 生 徒 氏 名	性 別	学 年	組	担 任 名
被 害 児 童 生 徒 の 情 報					
加 害 児 童 生 徒 の 情 報					

2 いじめの発生状況

事 案 発 生 日	令和 年 月 日 () 時 分				
事 案 発 生 場 所					
いじめを確認した者					
管 理 職 へ の 報 告	令和 年 月 日 () 時 分				
報 告 者	誰から：		誰に：		
い じ め の 認 知 日					

3 いじめの概要

--

4 いじめの態様

(1)	☐	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	(6)	☐	金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
(2)	☐	仲間はずれや、無視をされる。	(7)	☐	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
(3)	☐	軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。	(8)	☐	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
(4)	☐	ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。	(9)	☐	その他 ()
(5)	☐	金品をたかられる。			

5 いじめと判断した理由

--

6 今後の対応

--

第 1 1 号様式

香芝市長

令和 年 月 日

市立●●小（中）学校長

いじめ重大事態等認定報告書

次のとおり、いじめ重大事態等として認定しましたので報告します。

1 いじめの認知日等

(1)	いじめの発生日	令和 年 月 日
(2)	いじめの認知日	令和 年 月 日
(3)	いじめ重大事態認定日	令和 年 月 日 ☐ 重大事態に準じた取扱い（以下同じ。）
(4)	いじめを確認した者の氏名	
(5)	いじめについて報告した者の氏名	
(6)	報告書を作成した者の氏名	

2 被害児童生徒及び加害児童生徒の情報

	児童生徒氏名	性別	学年	組	担任名
被害児童生徒の 情 報					
加害児童生徒の 情 報					

3 いじめ重大事態の概要及び経緯

いじめ重大事態の種類（該当するもの全てにチェックすること。）

(1) 1号重大事態

- ☐ 生命に重大な被害が生じた疑いがある。
- ☐ 心身に重大な被害が生じた疑いがある。
- ☐ 財産に重大な被害が生じた疑いがある。

診断書の有無	有・無	(有の場合) 診 断 名	
警察への被害届 提出の有無	有・無	提 出 先 (警察署名)	

(2) 2号重大事態

☐ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

欠 席 の 状 況	
-----------	--

※ 欠席日数や時期等、分かる範囲で記載すること。

4 いじめの概要

--

※ 発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等が分かるように記載すること。

5 被害児童生徒からの聴取内容

--

6 加害児童生徒からの聴取内容

--

7 目撃した児童生徒等からの聴取内容

--

8 学校の被害児童生徒及び加害児童生徒等への対応

--

※ 保護者への対応や学校内の体制についても併せて記載すること。

9 添付書類

診断書の写し ※ 3(1)で「有」を選択し、かつ保護者が教育委員会への情報共有について同意している場合は添付すること。	☐
写真（被害児童生徒の外傷や私物の損壊などが分かるもの） ※ 3(1)で「有」を選択し、かつ保護者が教育委員会への情報共有について同意している場合は添付すること。	☐
その他（ ）	☐
なし	☐